		④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。
	ロ　油圧モーター ハ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ニ　ベルトカバー及びチェーンカバー	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。
c　チャック	イ　チャック歯 ロ　チャック	この表の「4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ハ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ　油圧シリンダー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ホ　逆止め弁（パイロットチェック弁を含む。）	この表の「4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
d　油圧パワーユニット		①　起振機及びチャックを作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　作動油の量及び汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	e　油圧コントロールユニット	①　方向制御弁を操作し、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	f　エクステンションアーム	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	④　著しい摩耗がないこと。
		⑤　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗がないこと。
⑵　ブーム、アーム及びリンク（パワー・ショベル系機体に限る。）		①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ピンシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
⑶　ジブ（クレーン系機体に限る。）		別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
⑷　ワイヤロープ（クレーン系機体に限る。）		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	